

執筆者:

E-mail✉ [張 翠萍](#)E-mail✉ [志賀 正帥](#)E-mail✉ [盧 月亭](#)E-mail✉ [林 婧](#)E-mail✉ [李 源](#)

## 1. 対外関係法<sup>1</sup>

全国人民代表大会常務委員会、2023年6月28日公布、同年7月1日施行、法律

「対外関係法」(以下、本項において「**本法**」という。)は、2022年12月30日における意見募集稿の公示を経て、2023年6月28日に第14期全国人民代表大会常務委員会第3回会議において可決され、同年7月1日に施行された。

本法は、初めて中国の対外的な大きな政策方針、原則的立場、制度体系を集中的に明示したものであり、中国の対外関係の発展を全体的に定めた基本法とされている。中国の各国との外交関係、経済及び文化などの面における交流及び提携や、国連等の国際組織との関係の発展に適用される。

本法は、「総則」、「対外関係の職権」、「対外関係発展の目標及び任務」、「対外関係の制度」、「対外関係発展の保障」及び「附則」の全6章、45条から構成されている。本法の「総則」においては、企業等は対外的な交流において中国の主権、安全、尊厳、名誉、利益を守る責任及び義務があると規定されている。また、「対外関係発展の目標及び任務」の部分においては、高水準の対外開放を推進し、対外貿易・外商投資・対外投資等を発展させることや、多国間貿易体制を堅持し、一国主義・保護主義に反対することが定められている。さらに、「対外関係の制度」の部分においては、中国の「主権、安全、発展の利益」を害する行為に対し、「中国は相応の対抗措置を取る権利を有する」と明記されており、また、中国における外国人及び外国組織の合法的な権利及び利益を保護する一方で、外国人及び外国組織は中国の法律を遵守し、また、中国の国家安全を害し、社会公共利益を損害し、社会公共秩序を破壊してはならないと規定されている。

## 2. バリアフリー環境整備法<sup>2</sup>

全国人民代表大会常務委員会、2023年6月28日公布、同年9月1日施行、法律

これまで、行政法規たる「バリアフリー環境整備条例」<sup>3</sup>(以下「**条例**」という。)は、バリアフリー分野における最高位の法令として2012年8月1日から施行されてきた。ところが、中国のバリアフリー環境整備の水準が依然として経済・社会の発展状況とマッチしておらず、また近年、バリアフリーに関する施設建設、情報交換、社会サービス、理念普及、人材育成、資金、管理体制等の面では数多くの問題や喫緊の課題が浮き彫りになってきている。こうした問題や課題に対処すべく、法律レベルでバリアフリー環境整備に対する集中的な規制を図るために、全国人民代表大会常務委員会は、2023年6月28日に、条例の上位法として「バリアフリー環境整備法」(以下、本項において「**本法**」という。)を公布した。

<sup>1</sup> 中国語: 対外关系法

<sup>2</sup> 中国語: 无障碍环境建设法

<sup>3</sup> 中国語: 无障碍环境建设条例

本法は、「総則」、「バリアフリー施設建設」、「バリアフリー情報交換」、「バリアフリー社会サービス」、「保障措置」、「監督管理」、「法的責任」及び「附則」の全 8 章、72 条から構成されている。

「総則」には、本法の趣旨、予算の出所、関係政府部門の役割等が定められている。「バリアフリー施設建設」の章においては、バリアフリー施設の導入方針、建設工事の関係企業に対する規制、国の奨励事項等が明確にされている。また、「バリアフリー情報交換」及び「バリアフリー社会サービス」の 2 つの章においては、公共情報の発信方法、出版、ウェブサイト及び医薬品といった情報交換が重要である生活面、並びに、行政・司法関連・交通施設・教育・医療といった社会サービス面において、障害者・高齢者の利便性向上を図るための具体的な措置が定められている。さらに、「保障措置」の章においては、関連標準や、バリアフリーに関するデザイン・施設・製品・サービスの認証等の確立・健全化、バリアフリーの関連技術・製品・サービスの研究開発・生産・運用・普及等の奨励、人材育成メカニズムの確立等の内容が定められている。

### 3. 知的財産権の濫用による競争の排除・制限行為の禁止規定<sup>4</sup>

国家市場監督管理総局、2023 年 6 月 25 日公布、同年 8 月 1 日施行、部門規則

国家市場監督管理総局(以下「SAMR」という。)は、独占禁止法(以下「**独禁法**」という。)の改正に伴い、2022 年 6 月 27 日に「知的財産権の濫用による競争の排除・制限行為の禁止規定」(以下「**本規定**」という。)の意見募集稿を公示し<sup>5</sup>、2023 年 6 月 25 日に、本規定の正式版が公布された。なお、本規定が施行されると同時に、対応する現行法令である「知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止に関する規定」<sup>6</sup>(以下「**現行規定**」という。)が廃止される。

本規定は、現行規定をベースに、改正後の独禁法に基づき、「知的財産権分野に関する国务院独占禁止委員会の独占禁止ガイドライン」<sup>7</sup>(以下「**ガイドライン**」という。)等の一部を導入しつつ、知的財産分野における独占行為に対してより具体的な規制を課している。現行規定からの主な改正点は、以下のとおりである。

#### (1) ハブ・アンド・スポーク型共同行為の禁止

独禁法の改正により、事業者は他の事業者による独占合意の形成を主導し、又は他の事業者が独占合意を形成するために実質的な幫助を提供してはならないという条項(いわゆるハブ・アンド・スポーク型共同行為の禁止規定)が新設された。これに基づき、本規定は、知的財産権の行使によりハブ・アンド・スポーク型共同行為を実施することを禁止する旨の規定を新設した。

#### (2) 垂直的独占合意におけるセーフハーバー規則の明確化

独禁法の改正により、垂直的独占合意に適用されるセーフハーバー規則が明確にされた。本規定は、かかる規定に基づき、取引先との間の垂直的独占合意に関して、事業者が①価格限定に関する垂直的独占合意が競争を排除・制限する効果を有しないことを証明できる場合、及び②関連市場での市場シェアが SAMR 所定の基準(具体的にはガイドラインの関連基準を参照することとされている。)を下回り、かつ SAMR 所定のその他の条件を満たしている場合には、かかる合意の形成を禁止しないとした。

#### (3) 市場支配的地位の有無の判断要素の追加

本規定は、知的財産権を有する事業者が関連市場において支配的地位を有するか否かを判断する要素としては、独禁法及び「市場支配的地位濫用行為禁止規定」<sup>8</sup>に定められる一般的なものに加え、ガイドラインの関連規定を取り入れ、①関連市場における取引先が代替関係を有する技術・製品に切り替える可能性及びコスト、②知的財産権を使用して提供される商品に対する川

<sup>4</sup> 中国語:禁止濫用知识产权排除、限制竞争行为规定

<sup>5</sup> 本規定のほか、独禁法の改正に伴い 5 つの法令の意見募集稿が同日に公布され、そのうち 4 つの法令が 2023 年 3 月 24 日に正式に公布された。詳細は弊所 HP 掲載の「[中国最新法令・政策動向速報\(2023 年 4 月号\)](#)」を参照されたい。

<sup>6</sup> 中国語:关于禁止濫用知识产权排除、限制竞争行为的規定

<sup>7</sup> 中国語:国务院反垄断委员会关于知识产权领域的反垄断指南

<sup>8</sup> 中国語:禁止濫用市场支配地位行为规定

下市場の依存度、及び③取引先が事業者に対抗する能力等の要素を追加した。

#### (4) 不公平な高価格の設定行為の禁止及び判断基準の明確化

本規定は、市場における支配的地位を有する事業者が知的財産権を行使する際に、不公平な高価格を設定してライセンス・関連製品の販売を行ってはならないと定めている。また、かかる行為の判断基準については、①当該知的財産権の研究・開発コスト及び回収期間、②当該知的財産権のロイヤリティの計算方法及びライセンスの条件、③当該知的財産権に関する比較可能な過去のロイヤリティ又はロイヤリティ基準、並びに④当該知的財産権のライセンスに対する事業者(ライセンサー)の誓約内容が挙げられている。上記のうち、②～④はガイドラインの関連規定を取り入れたものであるが、①は本規定で新設されたものである。

#### (5) 事業者結合に関する制限的条件の明確化

知的財産権に関わる事業者結合に係る取引に対し、加えることができる制限的条件として、①知的財産権又は知的財産権関連業務の切り離し、②知的財産権関連業務の独立運営の維持、及び③合理的な条件での知的財産権のライセンスが例示されている。

#### (6) パテントプールを利用する市場支配的地位の濫用行為例の追加

パテントプールを利用して市場支配的地位を濫用する行為については、①不公平な高価格でのライセンス、②正当な理由のないパテント利用範囲の制限、及び③正当な理由のない強制的な抱き合わせライセンスが追加された。

#### (7) 標準の制定・実施に関わる独占合意禁止の明確化

知的財産権を行使する際には、正当な理由もなく、①競争関係を有する事業者と連合して特定の事業者の標準制定への参加を排除し、又はかかる事業者の標準に関する技術方案を排除すること、②競争関係を有する事業者と連合して他の特定の事業者による関連標準の実施を排除すること、及び③競争性を有する他の標準を実施しないことを競争関係を有する事業者と約束すること等を禁止する内容が追加された。

#### (8) 「正当な理由」を認定する要素の明確化

上記(6)及び(7)でも登場した、本規定における「正当な理由」については、①イノベーションの奨励・市場競争の公平性促進に有利である、②知的財産権を行使・保護するために必要である、③製品安全、技術効果、製品の性能等を満たすために必要である、及び④取引先の実際の需要であり、かつ正当な商慣習に適合する、などが認定要素として挙げられている。

本規定は、現行規定よりも具体的な定めを置くことで、知的財産権保護と独占行為規制との間のバランスを図ろうとしている。企業にとって、知的財産権のライセンスなどを行う際には、独禁法へのコンプライアンスの観点から本規定に留意しておくことが重要と思われる。

## 4. 情報安全技術 個人情報取扱における告知及び同意の実施ガイドライン<sup>9</sup>

国家市場監督管理総局、国家標準化管理委員会、2023年5月23日公布、同年12月1日施行、業種規範性文書

「個人情報保護法」(以下「PIPL」という。)により、個人情報の取扱いについては告知及び同意取得の実施が求められているため、その実施方法は、個人情報を取扱う多くの企業にとって非常に関心を持たれる内容である。2023年5月23日に、国家市場監督管理総局及び国家標準化管理委員会により「情報安全技術 個人情報取扱における告知及び同意の実施ガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)が公布され、個人情報取扱者が個人情報を取り扱う際の個人情報主体に対する取扱ルールの告知及び個人情報主体からの同意取得に係る実施方法及びプロセスが規定されている。本ガイドラインは、個人情報取扱者による個人情報取扱活動の実施における個人情報権益の保護に適用される一方、監督管理部門による監督管理及び検査並びに第三者評価機関による評価業務等の実施のための重要な参考にもなる。

本ガイドラインの本文では、(i)用語の定義、(ii)告知に係る適用場面、基本原則、方法、内容及び実施、並びに(iii)同意取得に係

<sup>9</sup> 中国語: 信息安全技术 个人信息处理中告知和同意的实施指南

る適用場面、基本原則、方法の選択、実施、撤回及び同意取得に関する証拠保存について規定されている。また、別紙では、実際の個人情報取扱活動において比較的に多く見られる13つの具体的場面における告知の内容、告知及び同意取得の実施方法等(別紙 A～M)並びに「同意したと推定できる場面の例示」(別紙 N)について規定されている。本ガイドラインの主な内容は、以下のとおりである。

## (1) 告知

### ① 告知の適用場面

PIPL17 条では、個人情報取扱者が個人情報を取り扱う前の、個人情報主体に対する告知義務が規定されている。本ガイドラインは、かかる規定に基づき、告知が必要な場合について、個人情報の「収集」、「提供」、「公開」、「取扱活動等の変更」等の場面に分けて典型例を列挙している。例えば、個人情報を「収集」する場面については、「ソフトウェアプログラム又はハードウェアデバイス等を通じて個人情報を自動で収集するとき」、「ビッグデータ、AI 等の技術を使用して個人情報の分析、関連付け又は生成をするとき」などの典型例が記載されている。

### ② 告知の方法

本ガイドラインでは、告知方法が「一般告知」、「強化告知」及び「即時提示」の3つに分類されており、個人情報取扱者は製品、サービス及び業務の特徴に応じて、これら3つの告知方法から1つ又は複数を組み合わせて選択することができる。とされている。

### ③ 告知の内容

本ガイドラインにおいては、PIPL17 条の個人情報取扱者の告知義務に対する要求と一致させながら、個人情報の「収集」、「提供」、「公開」、「取扱活動等の変更」等のそれぞれの場面における告知する内容が説明されている。例えば、Cookie により個人情報を収集する場合には、収集の目的、個人情報の種類、拒否又は記録クリアの方法等を簡単に説明する必要がある。

### ④ 告知の実施方法

本ガイドラインは、「告知するインターフェース及びルート」、「告知内容の表示」、「告知のタイミング及び頻度」などについて具体的に定めており、個人情報取扱者は、告知方法及び内容を明確に確定した後、本ガイドラインの規定に基づき、適切な告知インターフェース又はルート、分かりやすい告知表示方法、合理的な告知のタイミング及び頻度を選択し、具体的に告知を実施することができる。

## (2) 同意取得

### ① 同意取得の適用場面

PIPL13 条においては、個人情報の取扱において個人情報主体の同意取得を免除される事由が定められている。本ガイドラインは同意取得を免除できる場合についてより詳細に定め、具体例も列挙している。例えば、同条 1 項 3 号の「法定の職責又は法定の義務を履行するために必要であるとき」としては、「法律に定めるネットワーク運営管理及びサイバーセキュリティ保護等の義務<sup>10</sup>を履行し、関連するネットワークログ情報(例:IP アドレス、方位・時間等)を取り扱うとき」、「旅行・宿泊、航空、鉄道輸送、移動サービス等の業界が関連法令<sup>11</sup>に従い個人情報主体の実名身元情報を取り扱うとき」などが記載されている。

<sup>10</sup> 例えば、「サイバーセキュリティ法」によれば、ネットワーク運営者は、サイバーセキュリティ等級保護制度の要求に従い、関連するネットワークログを6か月以上保存しなければならない。

<sup>11</sup> 例えば、「公共航空輸送旅客サービス管理規定」(中国語:公共航空运输旅客服务管理规定)によれば、航空券購入者は、運送人又はその航空販売代理人に対し、国の定める必要な個人情報及び旅客の真実かつ有効な連絡方法を提供しなければならない。



## ② 同意方法の選択

本ガイドラインは、個人情報取扱者が同意を取得する際、原則として、「明示的な同意」<sup>12</sup>の方法を採用しなければならないとし、明示的な同意の具体的な表現方法を詳細に示した。また、明示的な同意の取得が著しく困難である場合、一定の条件を満たせば、推定の方法により同意を取得できることが定められている。なお、本ガイドラインの別紙 N には「同意したと推定できる場面の例示」が規定されている。

## ③ 同意取得の実施方法

本ガイドラインは、個人情報取扱者による同意取得時における共通の実施要点をまとめると同時に、PIPL において定められている「個別同意」及び「書面同意」に特化して、適用シーンを整理し、実施するうえでの要点をまとめている。

同意取得の中でも、特に企業の関心を集めているのが「個別同意」の取得である。PIPL では「個別同意」に関する定義や説明がなかったため、「個別同意」の取得方法については不明確の状態が長らく続いたが、本ガイドラインは、「個別同意」とは、個人情報主体が専らその個人情報についての特定の取扱に対して具体的、明確な授権をする行為をいい、一回で複数の目的又は方式の個人情報取扱活動に対し行われる同意を含まない、と定めており、「個別同意」を取得するうえでの参考になるとと思われる。

## ④ 同意拒絶、同意の撤回及び同意取得に関する証拠保存

本ガイドラインは、個人情報主体の権益保障の観点から個人情報取扱者が個人情報取扱主体の同意拒否及び同意撤回を実施するうえでの要点をまとめ、また、個人情報主体の同意を取得する過程における証拠の保存についても、これを行う際の要点を定めた。

### (3) 本ガイドラインの別紙

本ガイドラインの別紙 A～M では、実際の個人情報取扱活動において比較的に多く見られる 13 つの具体的な場面(下記①～⑬のとおり)について、告知の内容、告知及び同意取得の実施方法、一定の場面における同意取得の免除等を、場面ごとに詳しく規定されている。

- ① アプリケーションの基本業務機能及び拡大業務機能
- ② アプリケーションへの第三者 SDK の埋め込み
- ③ 14 歳未満の未成年の個人情報の取扱
- ④ スマートライフ(スマート家電)
- ⑤ 公共の場
- ⑥ パーソナライズドプッシュ
- ⑦ クラウドサービス
- ⑧ 車内
- ⑨ インターネットファイナンス
- ⑩ ネットショッピング
- ⑪ 宅配物流
- ⑫ インターネット不動産仲介
- ⑬ 個人身分の検証

<sup>12</sup> 本ガイドラインによれば、「明示の同意」とは、個人情報主体が、書面、口頭等の方法により自ら表明し、又は自らポジティブな動作を行うことを通じて、自分の個人情報の取扱について明確に授権する行為を指し、ここで言う「ポジティブな動作」とは、個人が、自らチェック欄にチェックし、又は自ら「同意」、「登録」、「送信」、「電話する」をクリックし、又は自ら記入若しくは提出することを指す。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニューズレター購読をご希望の方は [N&A ニューズレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニューズレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 